

金ヶ崎町

教育振興基本計画

(平成23年度～平成27年度)

金ヶ崎町教育委員会

目次

第1章 序論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の期間	1
第2章 総論	2
第1節 基本理念	2
第2節 施策の基本的方向	2
(視点1) 一人一人の子どもの健やかな成長を支えていくために	2
(視点2) 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために	3
(視点3) 健康で元気に暮らすために	4
(視点4) 豊かな歴史と文化の遺産を継承するために	4
(視点5) 地域課題を解決し、住みよい生活環境を形成するために	5
第3節 施策の体系	6
第3章 各論	9
第1節 学校教育の振興	9
1 幼児教育の充実	9
(1) 幼稚園経営の充実	9
(2) 教育内容の充実	10
2 義務教育の充実	11
(1) 小・中学校経営の充実	11
(2) 教育内容の充実	12
3 高等学校等との連携	16
第2節 生涯教育の充実	17
1 生涯学習環境の整備充実	17
(1) 生涯学習推進体制の充実	17
(2) 人材育成・人材活用の充実	18
(3) 社会教育施設・設備の充実	18
(4) 生涯学習に関する情報提供	19
2 社会教育の推進	19
(1) 「子育て」の推進	19
(2) 家庭における教育力の充実	20
(3) 地域における教育力の充実	21
(4) 成人教育の充実	22
3 英語学習の推進	23
(1) 町民の英会話の推進	23
4 芸術文化活動の充実	23
(1) 芸術の鑑賞や体験機会の提供	23

(2) 芸術文化活動の促進	24
5 読書活動の推進と資料の活用推進	25
(1) 読書活動の推進	25
(2) エミリー・ディキンソン資料の活用推進	27
第3節 健康で元気な暮らしの推進	28
1 生涯スポーツの振興	28
(1) 気軽に楽しめるスポーツの振興	28
(2) スポーツ競技力の向上	29
2 元気100歳プロジェクト事業の推進	30
3 食育の推進	31
第4節 歴史を伝え活かすまちの推進	33
1 文化財の保存と活用	33
(1) 文化財保護法の周知と遵守	33
(2) 城内諏訪小路伝統的建造物群保事業の推進	34
(3) 国指定史跡南部領伊達領境塚の保存活用	34
(4) 鳥海柵遺跡の国史跡指定と保存活用	35
(5) 金ヶ崎資料館の開館	35
2 郷土文化・歴史の継承	36
(1) 先人の顕彰	36
(2) 無形文化財の伝承	36
第5節 住民主役の協働のまちづくり	38
1 町民と行政の協働のまちづくりの推進	38
(1) 協働によるまちづくりのための体制整備	38
(2) 協働事業の推進と支援	38
(3) 地域づくりのための人材育成	39
2 町民の自発的な活動がしやすい環境の整備	39
(1) 地域づくりの推進	39
(2) 自主活動団体の支援	40
3 男女共同参画の推進	41
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	41
(2) 女性が活躍する場の拡充	42
(3) 相談体制等の充実	43
4 交流と連携が盛んなまちの推進	44
(1) 世代間、地域間、団体間交流の推進	44
(2) 国際交流の推進	45
資料	
幼稚園児数の推移	47
児童生徒数の推移	48
平成22年度学校施設設備の状況	49
金ヶ崎町育英基金貸付状況	50
進学者数の推移	50

第1章 序 論

第1節 計画策定の趣旨

近年、加速する高度情報化、国際化、科学技術の進歩、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下などの影響を受け、家庭では教育力が低下し、学校ではいじめや校内暴力などの問題行動が多発し、地域社会では近隣住民間の連帯感が希薄化し、子どもたちには、生活習慣の乱れ、学ぶ意識、体力、社会性の低下、規範意識の欠如など、多くの問題が生じています。

このような教育をとりまく様々な状況変化を踏まえ、平成18年12月に教育基本法が改正され、この新しい時代にふさわしい教育の基本理念が掲げられるとともに、地方においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

そこで、金ケ崎町の実情に合った学校教育や社会教育等を効果的に実施していくために、これまでの計画と成果を踏まえながら、今後の教育の方向性や中期的に取り組むべき施策等を総合的、体系的に示すことを目的として「金ケ崎町教育振興基本計画」を策定します。

第2節 計画の性格

- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する金ケ崎町の計画として策定するものです。
- (2) この計画は、金ケ崎町の教育行政推進の基本となるものです。
- (3) この計画は、第9次金ケ崎町総合発展計画の部門別計画としての位置付けを持ち、整合性を確保しながら推進するものです。
- (4) この計画は、社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

第2章 総論

第1節 基本理念

金ケ崎町は、昭和45年10月に「金ケ崎町民憲章」を制定し、また昭和54年6月に「生涯教育の町」を宣言して、教育委員会では「まちづくりは人づくり」を基本理念として、教育の立場からその実現に向けて取り組んできました。

これからも、「まちづくりは人づくり」を基本理念とし、「金ケ崎町民憲章」の実現に向けて取り組みます。

第2節 施策の基本的方向

「金ケ崎町民憲章」の実現に向けて、今後5年間の教育行政を推進するために、5つの視点から施策の基本的方向を定めます。

学校教育については、改定された幼稚園教育要領と学習指導要領の実践を通して「生きる力」を育みます。

生涯教育については、生涯教育40周年に向けた新たな展開として、子どもの健やかな成長を目指した「子育」、食生活や運動を通じた健康づくりを目指す「食育」、地域課題の解決や地域づくりの担い手づくりを目指す「地育」を重点に掲げて取り組んでいきます。また、今後の社会教育、生涯学習は生きがいのある人生を送るための自己実現を図るとともに、学んだ成果をまちづくりや生涯教育の充実・推進に活かす「知の循環型社会」の構築を目指します。

(視点1) 一人一人の子どもの健やかな成長を支えていくために

学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」を育み、一人一人の子どもの健やかな成長を支援します。

目標1 知・徳・体バランスのとれた「生きる力」の育成

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。今日の激しい社会変化の中で、将来にわたって子どもたちが大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、目標にむかってたくましく生きていくことができるよう、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、知・徳・体バランスのとれた「生きる力」を育てていきます。

目標2 子どもたちを育てるための体制づくり

子どもたちの「生きる力」を育てるためには、育てる側の学校、家庭、地域の育てる体制や、育てる能力も必要です。そのために、きめ細かな指導体制や環境の整備、地域に開かれた学校づくり、教職員の資質向上等に努めていきます。

(視点2) 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために

だれもが生涯にわたり、あらゆる機会、あらゆる場所において学び活動できる環境を整備するとともに、文化芸術活動に親しむ機会を充実させ、一人一人の夢や生きがいづくりを支援します。

目標1 いつでもどこでも学び活動できる生涯学習環境の整備充実

ライフステージに応じて多様な場所や方法で学習ができるよう、施設・設備の整備充実を努め、学習環境の充実を図るとともに、地域の中心となる指導者の掘り起こしや人材育成に努め、効果的な学習の推進を図ります。

目標2 社会教育の充実

健やかに育む家庭教育や青少年教育など各時期に応じた学習機会を提供するため、地域や関係機関等と連携した事業を行います。

また、町民が生涯を通じて心豊かに生き生きと暮らすことができるよう、さまざまな学習機会を提供していきます。

目標3 英語学習の推進

国際化する社会においては、英語は外国との最も適した意思疎通の言語です。国際交流を推進する町として、英語に親しみ英会話の能力を高め国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

目標4 芸術文化の推進と充実

文化の薫り高いまちづくりを目指し、誰もが気軽に芸術文化活動に参加できるような環境を整備するとともに、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。

目標5 読書活動の推進と充実

すべての町民が「いつでも」「どこでも」活字にふれることができるよう、町立図書館を「生涯学習の場」と位置付け、その充実を努めます。

(視点3) 健康で元気に暮らすために

多くの町民は日常生活において身体を動かす機会が減少し、運動不足や体力の低下を実感しています。運動不足は生活習慣病増加の一因であることから、健やかで心豊かに生活できる活力ある町とするために、生涯スポーツの振興と健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に取り組みます。

目標1 生涯スポーツの振興

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するため、体育指導委員や生涯スポーツ事業団等と連携して、誰もが気軽に取り組めるスポーツの場所と機会を提供し、スポーツ環境の整備に努めます。

目標2 元気100歳プロジェクト事業の推進

関係団体と連携し、町をあげて町民の健康づくりを推進します。
自治会などとの協働により、地域の実情に合わせた健康づくりを行います。

目標3 食育の推進

安全・安心な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を育てるとともに、地域の食文化継承及び地産地消を推進します。

(視点4) 豊かな歴史と文化の遺産を継承するために

当町の恵まれた文化遺産を継承し後世に伝えるとともに、その魅力を町内外に発信します。また、文化財を歴史という時間的つながりと存在する場所という物理的空間を結ぶことにより、特徴的な新たな魅力あるまちづくりに努めます。

目標1 文化財の保存・活用

町内に存在する文化財の歴史的な価値を確認するため、その調査を推進し、町民に広く周知してその保存と活用を図ります。

安倍氏の柵として特定された鳥海柵は、国からも注目をされる遺跡であることから、国の史跡指定を目指した取組を進め、その保存を目指します。

平成13年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された城内諏訪小路地区及び平成12年1月指定の国史跡南部領伊達領境塚の保存事業を継続すると共に、国民の財産としてその価値を共有し、保存活用の推進を図ります。

目標2 郷土文化・歴史の継承

我が町の先人の活躍と功績を称え顕彰します。さらに、郷土の文化を継承するため文化財保護団体及び郷土芸能保存団体等との連携により、住民の宝として後世に伝えます。

(視点5) 地域課題を解決し、住みよい生活環境を形成するために

行政と住民は「まちづくり」のパートナーであるという観点に立ち、協働によるまちづくりを進めるため、地域課題の解決や、住民による地域の活性化の支援を行い、特徴的なまちづくりを推進します。

目標1 町民と行政の協働のまちづくりを推進

地域住民との協働のまちづくりは、平成19年度からスタートし4年が経過し一定の成果を挙げています。今後は、全町的な、そして住民の目線に立ったまちづくりを推進するための体制や制度の確立を図ります。さらに、地域づくりの拠点である地区生涯教育センターを活用して、常に次代のリーダー養成を自治会や団体等とともに進めます。

目標2 町民の自発的な活動がしやすい環境推進

自治会は、当町における最小単位の住民自治の場であり、まちづくりの基本となる地域づくりの場でもあります。よって、今後も住民自治の支援を行って地域づくりを推進します。

そのためには、自治会が策定した「地域づくり計画」を実現するための支援を行います。さらに、協働のまちづくりを町民やあらゆる団体の誰もが理解し実践し、地域づくりやまちづくりが展開されるような意識の醸成を図ります。

目標3 男女共同参画の推進

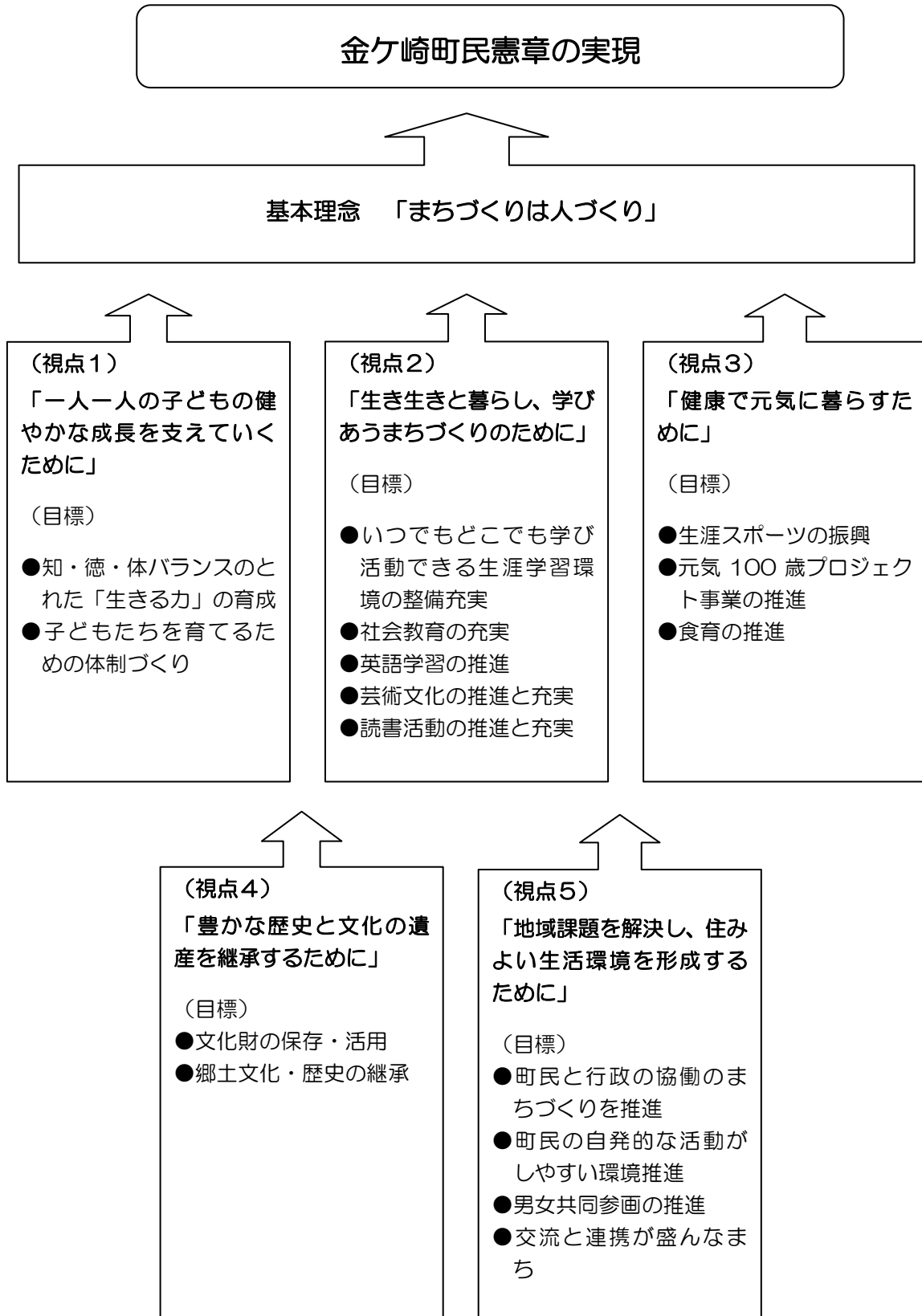
男女の人権の尊重、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などの推進に取り組み、男女が共に認め合い尊重し支え合える男女共同参画社会の実現を目指します。

目標4 交流と連携が盛んなまち

町民が主役となる協働のまちづくりを推進するためには、地域だけのまちづくりではなく、学校、地域、企業、団体、NPO等、それぞれが交流し連携することが大変重要であり、そのために町内各々の交流をさらに活性化させます。

また、姉妹友好都市である中国長春市、アメリカアマーフト町、ドイツライネフェルデ・ヴォアビス市との交流を今後も継続的に推進します。特にも、文化や経済等の広い分野での交流を深め、町民が主体となった交流を拡大します。

第3節 施策の体系



視点	目標	施策			
		大区分	中区分	小区分	
1 一人一人の子どもの健やかな成長を支えていくために	<ul style="list-style-type: none"> ●知・徳・体バランスのとれた「生きる力」の育成 ●子どもたちを育てるための体制づくり 	学校教育の振興	幼児教育の充実	幼稚園経営の充実	
					教育内容の充実
			義務教育の充実	小・中学校経営の充実	
				教育内容の充実	
		高等学校等との連携			
2 生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために	いつでもどこでも学び活動できる生涯学習環境の整備充実	生涯教育の充実	生涯学習環境の整備充実	生涯学習推進体制の充実	
				人材育成・人材活用の充実	
				社会教育施設・設備の充実	
				生涯学習に関する情報提供	
	社会教育の充実		社会教育の推進	「子育て」の推進	
				家庭における教育力の充実	
				地域における教育力の充実	
				成人教育の充実	
	英語学習の推進		英語学習の推進	町民の英会話の推進	
	芸術文化の推進と充実		芸術文化活動の充実	芸術の鑑賞や体験機会の提供	
			芸術文化活動の促進		
読書活動の推進と充実		読書活動の推進と資料の活用推進	読書活動の推進		
			エミリア・ディキンソン資料の活用推進		
3 健康で元気に暮らすために	生涯スポーツの振興	健康で元気に暮らしの推進	生涯スポーツの振興	気軽に楽しめるスポーツの振興	
				スポーツ競技力の向上	
	元気100歳プロジェクトの推進				
食育の推進			食育の推進		

視点	目 標	施 策			
		大区分	中区分	小区分	
4 豊かな歴史と文化の遺産を継承するために	文化財の保存・活用	歴史を伝え活かすまちの推進	文化財の保存と活用	文化財保護法の周知と遵守	
	郷土文化・歴史の継承			城内諏訪小路伝統的建造物群保存事業の推進	
				国指定史跡南部領伊達領境塚の保存活用	
				烏海柵遺跡の国指定と保存活用	
				金ヶ崎資料館の開館	
				先人の顕彰	
無形文化財の伝承					
5 地域課題を解決し、住みよい生活環境を形成するために	町民と行政の協働のまちづくりを推進	住民主役の協働のまちづくり	町民と行政の協働のまちづくりの推進	協働によるまちづくりのための体制整備	
	町民の自発的な活動がしやすい環境推進			協働事業の推進と支援	
				地域づくりのための人材育成	
				地域づくりの推進	
	男女共同参画の推進			自主活動団体の支援	
				男女共同参画の意識啓発の推進	
				女性が活躍する場の拡充	
	交流と連携が盛んなまち			交流と連携が盛んなまちの推進	相談体制等の充実
					世代間、地域間、団体間交流の推進
					国際交流の推進

第3章 各論

第1節 学校教育の振興

1 幼児教育の充実

(1) 幼稚園経営の充実

(現状と課題)

国では、平成20年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、平成21年4月に施行されました。この改訂において、1. 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに幼小の連携の推進、2. 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活体験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動の充実、3. 預かり保育の具体的な留意事項と子育て支援の具体的な活動の例示などが行われました。

本町では、幼稚園評議員、保護者、地域住民と連携して、開かれた幼稚園づくりに努めるとともに、子育て相談や地域の人材活用、地域行事への参加など、各幼稚園が主体的に幼稚園経営を推進し、地域と一体となった取組を推進してきました。また、保育園、小学校と各種研究会、研修会、交流会等を計画的に行い、様々な実践交流や意見交流を行っています。中でも小学校との連携を深め、円滑な移行・接続を図るために、幼児の発達に即した指導の充実に努めてきました。

しかし近年は、生活様式や価値観の多様化による保護者のニーズも多様化し、預かり保育の時間延長や給食の実施等、幼稚園経営のあらゆる面について、これまで以上に柔軟な対応が求められるようになりました。この多様なニーズに対応するため、幼稚園の指導体制の充実整備と指導力のさらなる向上が必要となっています。

(施策の方向)

幼稚園の経営は、家庭や地域と共に推進することが不可欠です。そのために、日常的な保護者との情報交換と保育や家庭教育のあり方について情報提供、園内活動への地域の方々の参加や園児の地域行事への参加、保育園や小学校と研究会や交流により、家庭・地域・保育園・小学校との連携に努めます。

また、少子化や現在国で検討されている幼保一体化への対応について、就学前教育のあり方を含めて検討し対応するとともに、園内研究会や研究指定による指導力の向上を図ります。

(主要事業)

- 一日体験入学
- 幼保合同研修会
- 校長副校長園長主任教諭合同会議
- 幼稚園研究指定事業
- 通園バス購入事業

(2) 教育内容の充実

(現状と課題)

各幼稚園では、豊かな自然、伝統、文化等を積極的に活用し、農業大学校との交流による自然体験学習、農作物栽培等の体験学習、高齢者との交流会、伝統芸能の継承を通じた地域との交流学习、また英語活動を取り入れるなど、特色ある幼稚園教育を進めてきました。

近年、全国的に顕著になってきている幼児の軽度発達障害をはじめとする、特別な支援を必要とする幼児の保育について各種研修会等を実施し、保育が適切に行われるよう努めています。しかし、支援員の配置等支援体制づくりは容易ではなく、幼稚園の実情を的確に把握し、条件整備等に迅速な対応が必要とされています。

(施策の方向)

保護者や地域住民の願いを把握し、地域の伝統、文化などの特性を活かし、幼児の実態に応じた特色ある教育内容の構築に努めます。また、早くから英語に親しむ機会を作るため、外国語指導助手を定期的に訪問させて英語活動に取り組みます。

特別な支援を必要とする幼児一人一人に適した保育を行うため、支援員の配置に努めるとともに、保護者との連携を密にして支援の充実を図ります。

(主要事業)

- 特色ある幼稚園づくり事業
- 外国語教育推進事業
- 特別支援教育支援員配置事業

2 義務教育の充実

(1) 小・中学校経営の充実

(現状と課題)

本町では、これまでも、前計画にそって小・中学校経営の充実に取り組んできたところです。特に、授業時数を確保し、見通しを持って学力向上をはじめとする学校教育に取り組むことができるよう、平成17年度から2学期制を実施し、児童生徒や地域の実態に応じて教育課程を改善し、基礎学力の向上に取り組んできたところです。一方、中学校では町外における諸行事等との調整に他市町村とは異なる労力も必要となりました。

また、保護者や地域住民と連携した開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員の設置や、地域支援本部事業の実施等により、学校経営の充実や児童生徒の育成を図ることができました。また、授業風景を一般公開するレッツゴー・スクール・デーも、定着して多数の町民の参加が得られるようになりました。

教職員については、積極的に各種研修会に参加させ、その資質の向上に努めてきました。また、各小・中学校では毎年研究テーマを掲げ、全職員が一丸となって課題事項の解決に向けた実践を積み重ね、授業力の向上に向け努力してきました。

近年は、生活様式や価値観が多様化し、学校や教職員へ保護者や地域住民が求める内容も多岐に及んでいます。本町の各小・中学校では周りの声に耳を傾け、職員が一丸となって学校教育の充実に努めていますが、学校経営上留意すべきことも少なくありません。的確な見通しや手立てを持ち、学校経営をより充実させることが求められています。

(施策の方向)

P D C Aサイクルによる改善を図りながら、いわて型コミュニティスクールをはじめとする、目標達成型学校経営を推進し、年度ごとに明確な目標に向かった学校経営を行います。

授業での実践的能力や問題解決能力、その他の資質、能力の向上のため、各種研修会への積極的、計画的な参加を進め、校内の研究体制を整備し、日常的実践に基づく研究推進とその充実に努め、教職員の資質の向上を図ります。

幼稚園や保育園と小学校、小学校と中学校との連携や交流活動を推進し、児童生徒一人一人の心身の健康と発達の情報を共有することにより、児童生徒の健全な成長を支えます。

各学校において、学校評議員制度の活用の充実に努め、地域と連携したイベントの実施や、地域住民の様々な知識・技能や体験を活用する取組を推進することにより、開かれた学校づくりを推進します。

少子化、核家族化、情報化等により、人間関係や地域と人々のつながりが希薄

化し、家庭や地域社会の教育力が低下していることから、学校と家庭や地域との連携により、その教育力の向上に努めます。

(主要事業)

- 小中学校総合訪問
- 学校研究指定事業
- 校長副校長園長主任教諭合同会議
- 校長教務主任合同研修会
- 小・中学校教務主任会議
- 小中授業参観・情報交換研修会
- 金ヶ崎小学校体育館屋根改修事業
- 金ヶ崎小学校トイレ改修事業
- 西小学校トイレ改修事業
- 小学校耐震補強事業
- 小学校太陽光発電システム整備事業
- 通学バス購入事業

(2) 教育内容の充実

(現状と課題)

国では、平成20年3月に小学校、中学校の学習指導要領の改訂を行い、小学校は平成23年度から中学校は平成24年度から全面実施されます。この改訂では、児童生徒の「生きる力」をよりいっそう育むことを目指し、1. 基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせる、2. 知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む、3. 学習に取り組む意欲を養う、という学力の重要な3つの要素を育成するとしています。

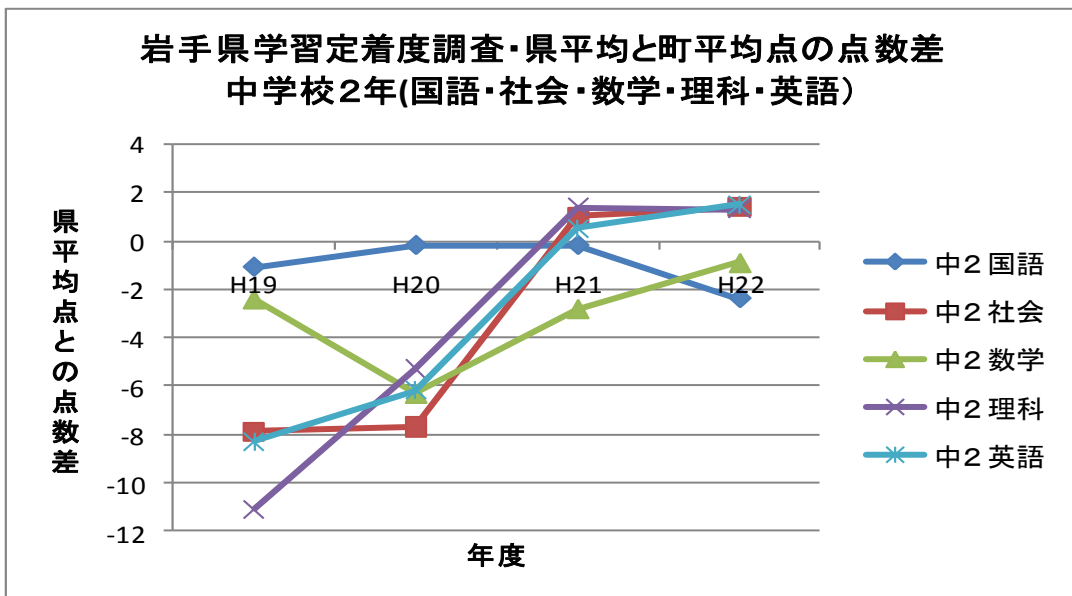
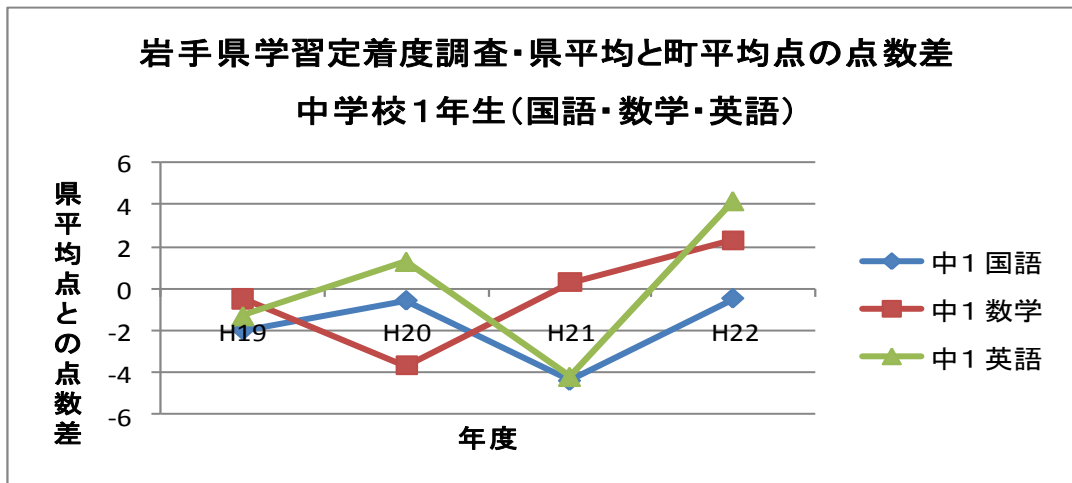
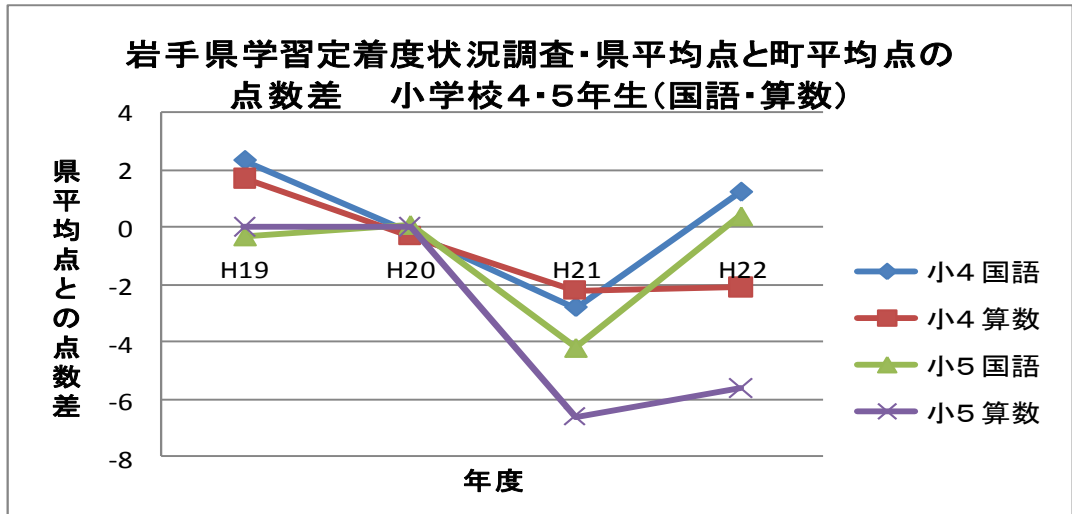
変化の激しい現代社会において、児童生徒を取り巻く社会状況、とりわけ保護者をはじめとする家庭の状況も大きく変化しています。本町でも、生活や価値観が多様化し、さらには保護者の勤労環境の変化等の様々な社会的な変化が起きています。そのため、望ましい生活習慣の形成等、社会生活の基盤そのものの大切さがこれまでも増して重要視されています。

全国的には、児童生徒についての様々な問題が発生していますが、本町の児童生徒は、不登校や別室登校は全国に比べ少ない出現率です。

また、全国学力・学習状況調査の結果では、小学生は、ある程度基礎・基本が充実した結果となっています。しかし、児童生徒一人一人に目を転じると、学習や生活の様々な面で改善を図らなければならないことも見られます。

より一層の激しい変化が予想されるこれからの時代に生きていくためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」

を児童生徒に育成しなければなりません。そのためには、学校教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会の支援体制を築き、社会全体の教育力の向上を図らなければなりません。



(施策の方向)

基礎的な知識・技能をしっかり身につけさせ、確かな学力を育成するため、個々の状況に応じた指導をするための少人数指導と個別指導、学校での学習がより身に付くような家庭での学習課題の工夫、集団生活への適応と基礎基本を定着させるための指導補助員の配置などに努めるとともに、全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、標準学力検査等を計画的に実施して児童生徒の学習状況を把握して授業改善に結びつけるなど、きめ細かな学習指導を推進し、個々の学力向上に努めます。そのためには、授業時数の確保が大事であり、引き続き2学期制を進めていきます。

21世紀を生きる児童生徒が、環境問題やエネルギー問題について、正しい理解を深め、責任をもって環境を守る行動がとれるよう、環境教育を進めます。

基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、生命の尊重、他者への思いやりなど豊かな心を育成するため、道徳教育の充実、伝統・文化を継承、発展させるための教育、言葉の学びや豊かな感性、表現力、想像力を磨くための読書活動、豊富な読書経験の機会を提供するための図書室の環境整備、自然体験、社会体験、奉仕活動、文化芸術にふれる体験などによる創意ある教育活動、地域住民の様々な知識・技能や体験を活用する取組などを推進します。

健やかな体を育むために、地域食材による給食の充実、「弁当の日」の実施、栄養教諭の訪問指導などにより、学校給食を通じて食育の推進に努めます。

特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに適した教育の場や教育内容を提供できるよう、個別の支援計画の作成や教育相談活動を充実させ、保護者との共通理解を大切に、関係機関と連携し、児童生徒の実態に応じて学校全体での支援に努めます。

不適応や不登校などの問題を抱える児童生徒を支援するため、適応支援相談員の配置を継続し、支援体制の整備、関係機関との連携・協力を努めます。

国際化や高度情報化が急速に進み、英語力はなくてはならないものになっていることから、児童生徒がこれからの国際社会を担ううえでの基盤作りができるよう、外国語指導助手による指導体制の充実と教育内容の改善に努め、英語活動・英語教育を推進します。また、中学校においては生徒の英語検定の受験を推奨し、全員受験を目指し、検定料に対する補助を継続します。長く継続している中学生の海外派遣事業も継続していきます。



(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び目標値	指標設定の考え方																														
岩手県学習定着度状況調査の県平均点と町平均点との点数差	小4 国語+1.2 小4 算数-2.1 小5 国語+0.4 小5 算数-5.6 中1 国語-0.5 中1 数学+2.3 中1 英語+4.2 中2 国語-2.4 中2 社会+1.4 中2 数学-0.9 中2 理科+1.3 中2 英語+1.5 (H22年)	↑ 県平均と町平均の点数差を、基準年から5点アップ	基礎学力の定着と学力の向上の成果を測る。																														
英語チャレンジテストの県平均点と町平均点との点数差	+1.0 (H22年)	↑ 増加県平均と町平均の点数差を、基準年から5点アップ	英語教育の成果を測る。																														
地域貢献活動(ボランティア活動)の実施回数	各小中学校 年1回 (H22年)	↑ 各小中学校 年2回以上	道徳教育の成果を測る。																														
体力・運動能力テストの20Mシャトルランの結果	単位 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小1</td> <td>18.85</td> <td>15.55</td> </tr> <tr> <td>小2</td> <td>25.05</td> <td>21.32</td> </tr> <tr> <td>小3</td> <td>35.33</td> <td>28.40</td> </tr> <tr> <td>小4</td> <td>44.32</td> <td>34.39</td> </tr> <tr> <td>小5</td> <td>54.22</td> <td>41.76</td> </tr> <tr> <td>小6</td> <td>58.53</td> <td>45.58</td> </tr> <tr> <td>中1</td> <td>71.82</td> <td>60.05</td> </tr> <tr> <td>中2</td> <td>92.71</td> <td>59.38</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>96.27</td> <td>57.55</td> </tr> </tbody> </table> (H21年)	学年	男	女	小1	18.85	15.55	小2	25.05	21.32	小3	35.33	28.40	小4	44.32	34.39	小5	54.22	41.76	小6	58.53	45.58	中1	71.82	60.05	中2	92.71	59.38	中3	96.27	57.55	↑ 基準年から5%アップ	持久力の向上と肥満解消・防止対策の効果を測る。
学年	男	女																															
小1	18.85	15.55																															
小2	25.05	21.32																															
小3	35.33	28.40																															
小4	44.32	34.39																															
小5	54.22	41.76																															
小6	58.53	45.58																															
中1	71.82	60.05																															
中2	92.71	59.38																															
中3	96.27	57.55																															

(主要事業)

- 少人数指導・個別指導・家庭学習の推進
- 学力向上対策事業
- 学校図書整備事業
- 食育教育の推進
- 環境教育の推進
- 特別支援教育支援員配置事業
- 外国語教育推進事業
- 学校適応相談員配置事業
- 特色ある学校づくり事業
- 教師用教科書・指導書購入事業
- 教育用及び校務用コンピュータ更新事業

3 高等学校等との連携

(現状と課題)

町内には、県立金ヶ崎高等学校と県立農業大学校が設置されています。

金ヶ崎中学校から金ヶ崎高等学校への進学は、ここ数年30人前後で推移しています。県教育委員会では、少子化が進んでいることから、今後の県立高校に関する地域検討会議を開催し、これからの高等学校教育の基本的方向や配置について検討しています。

また、農業大学校には、農業体験や職場体験、また、外国からの研修員との交流に、協力をいただいています。

(施策の方向)

中高連携教育を進める上で、金ヶ崎高等学校は必要不可欠であり、高校の存続に努めるとともに、金ヶ崎高等学校の理解と協力のもと、新たな施策として掲げている「英語学習の推進」をはじめ、諸施策の推進に努めます。

農業大学校とは、今後も体験学習や国際理解教育への協力をお願いし、その充実を図ります。

第2節 生涯教育の充実

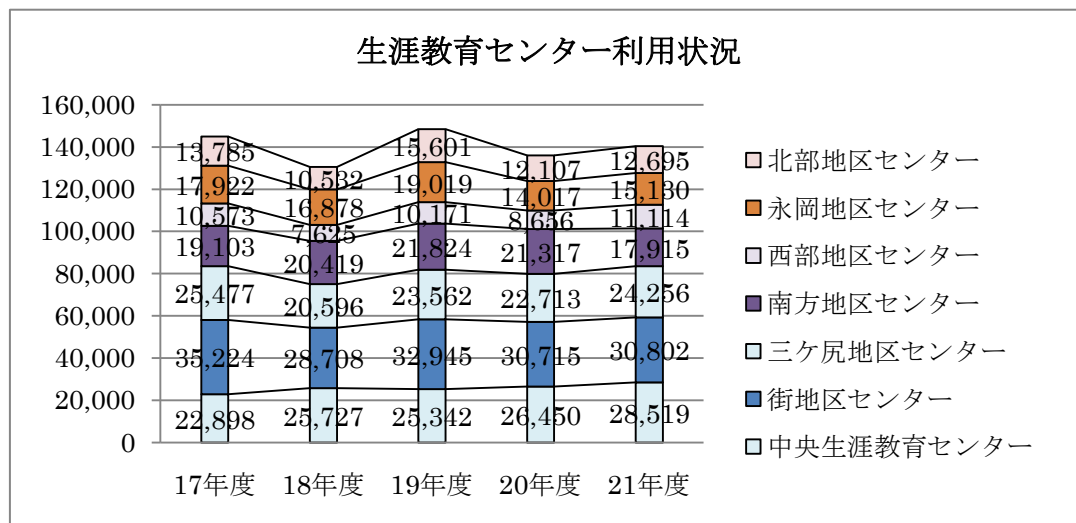
1 生涯学習環境の整備充実

(1) 生涯学習推進体制の充実

(現状と課題)

町は「生涯教育の町」を宣言し、「まちづくりは人づくり」の基本理念のもと、町民の学習課題の解決や学習要求に即した事業を展開し、生涯学習を推進してまいりました。

しかし、社会環境の急激な変化に伴って、学習要求も多様化、高度化している状況であり、それらに対応する取組が必要です。町民の学習機会の充実を図り、生涯学習を広く推進するため、社会教育職員が中核的役割を果たすことが期待されています。また、今後の新たな展開として、学んだ成果を次世代や地域の人と共有し、地域づくりやまちづくりに活かす「知の循環型社会」の構築が必要です。さらに、町民の高齢化とともに身近な場所での学習活動が求められていることから地区生涯教育センターの役割が益々大きくなっています。



(施策の方向)

より充実した生涯学習を推進するため、各種委員会や審議会を開催し、事業推進評価、取組の検討を行います。各種研修への積極的な参加により、社会教育に携わる職員の資質の向上を図ります。

今後、各地区生涯教育センターを中心としたまちづくりの推進や地域課題解決を図るため、自治会活動や地域づくりを支援できる体制の整備に努めます。

(主要事業)

- 生涯教育審議会の開催
- 図書館協議会の開催
- 地区センター連絡調整会議の開催
- 地区センター運営懇談会の開催
- 社会教育職員等研修会の開催

(2) 人材育成・人材活用の充実

(現状と課題)

町民の多様化・高度化している学習要求に応えるため、生涯学習活動を企画、実施するなど多様な役割を担う人材の育成が必要です。

また、これまで各個人自らのニーズに基づく生涯学習を推進してきましたが、まちづくりや地域課題を解決するためにはその学習成果を地域に還元することも必要です。そのためには、地域のリーダー的人材の育成、活用が求められます。

(施策の方向)

生涯学習をすすめるために必要な技能を学ぶ各種学習会を開催し、多様な人材の育成を図ります。

また、今までの学びや体験を活かし、まちづくりや地域課題の解決に取り組むための、リーダー的人材の育成と活用に努めます。

(主要事業)

- 生涯学習関係委員や社会教育関係職員の研修の実施
- 生涯学習支援者の調査と登録

(3) 社会教育施設・設備の充実

(現状と課題)

学習活動の拠点である社会教育施設の中には老朽化等により修繕を要する箇所も見受けられます。町民が安心して常に快適に利用できるよう、計画的な施設の修繕及び計画的な管理運営を進める必要があります。

(施策の方向)

町民がいつでもどこでも学習できる環境を整えるため、社会教育施設・設備の安全管理や点検、修繕等を計画的に実施します。

(主要事業)

- 施設・設備の定期点検
- 社会教育施設耐震診断
- 地区体育館屋根修繕
- 中央生涯教育センター音響整備・舞台照明設備改修工事事業

(4) 生涯学習に関する情報提供

(現状と課題)

時代が急速に変化する中、町民はいつでもどこでも学習できる機会を求めています。しかし、一つの町がこれらの広範で多様な学習要求に応えることは難しく、近隣市町との連携も考える必要があります。

(施策の方向)

町民の多様な学習要求に対応するため、町内はもとより近隣市町の生涯学習に関する情報を収集し、提供することにより、町民の学習を支援します。

(主要事業)

- 広報かねがさき、各地区センターだよりの活用と充実
- ホームページを活用した生涯学習情報提供
- 近隣市町の生涯学習情報提供
- 生涯学習情報の充実と近隣市町との共有

2 社会教育の推進

(1) 「子育」の推進

(現状と課題)

「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって、当たり前で必要不可欠である生活習慣が、近年大きく乱れている現状にあります。生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されているところです。

当町においても同様の傾向がみられ、年齢がすすむに従い就寝時間が遅くなり、夜型の生活となっています。また、テレビ視聴の時間が多く、普段3時間以上テレビを見ている小学生は約24%、中学生は34%となっており、家庭での過ご

し方を見直す必要があります。

豊かな社会体験や自然体験は、子どもの正義感、倫理観、規範意識を養うと言われていています。当町では中学生の約7割が地域行事に参加した経験をもつなど、様々な社会体験を行っています。また十分とは言えない状況にあります。

今後も多様な体験活動の機会を提供し、豊かな人間性と健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携して育んでいく必要があります。

(施策の方向)

地域住民や関係機関の協力により、地域で学校を支える体制づくりを行うとともに、郷土愛あふれる豊かな心を持った子どもを育むため、地域の資源を活用した自然体験や社会体験活動を推進します。また、遊びを通じての仲間関係の形成は社会性の発達に影響があると考えられるため、放課後等に児童が自主的に参加し、様々な体験や交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

(主要事業)

- 自然体験、社会体験事業の実施
- 放課後子ども教室の実施

(2) 家庭における教育力の充実

(現状と課題)

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの人格形成やその後の生き方に大きな影響を及ぼすものと考えられます。しかし、核家族化や少子化等により、地域における人間関係が希薄化するなど、家庭や家庭を取り巻く社会の変化の中で、家庭教育に対する親の意識が変化していることや親戚・地域の人々の支援が受けにくくなっていることなどにより、その教育力の低下が指摘されています。このことから、家族全員が家庭教育の重要性を自覚し、協力して子どもの教育にあたっていく必要があります。そのため、家庭教育や家族関係、子育て等に関する情報提供や学習機会の充実等が必要とされています。

(施策の方向)

保護者を対象とし、子どもたちが健康的な生活習慣を身につけるための学習会や学習意欲を高めるための講演会を開催し、家庭の教育力を高めます。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
学校・家庭・地域の 連携による教育支 援活動促進事業	16回 1,375人 (H21年)	→16回 1,400人	家庭教育の充実を 図るため、地域全 体の教育力向上に 取り組む。
家庭教育の支援の 満足度 (H21 まちづ くりアンケート)	2.68点 (H21年)	↑ 2.84点	学校・家庭・地域 が密接な関係を築 き満足度を向上さ せる。

(主要事業)

- 「家庭教育宣言」運動の実施
- 子育て学習会の開催
- 家庭教育講演会の開催

(3) 地域における教育力の充実

(現状と課題)

核家族化や少子化の進行など、さまざまな社会変化によって地域の人間関係や連帯感が希薄化し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

子どもたちが健やかに成長できる社会の実現のため、学校、家庭、地域社会とが一体となった取り組みが重要となっています。

(施策の方向)

学校、家庭及び地域が相互に連携して、地域教育力の向上を図ります。また、地域における青少年の生活環境の保全・整備及び非行防止対策の推進を図ります。

(主要事業)

- たくましかねがさきっ子育成協議会会議の開催
- 「地域子育て宣言」運動の推進
- 子ども会育成会支援事業
- 教育振興運動の推進
- 青少年問題協議会の開催
- 青少年育成委員会議の開催

(4) 成人教育の充実

(現状と課題)

成人の学習活動や地域活動・社会活動を行う人の割合や活動時間は近年減ってきています。しかし、現在の社会のグローバル化や生活環境の変化により生涯学習の意義がますます高まっています。そのためには、狭義の知識や技能のみならず、他者との関係を築く力等の豊かな人間性ととともに、総合的な力を身につけるための学習内容の充実が求められています。

さらに、高齢者が健康で充実した人生を送るため、これまで培ってきた知識や経験を生かす機会をつくる必要があります。

(施策の方向)

急激な社会の進展に対応していくために必要な現代的な課題を中心とする講座や、生きがいをもって、より豊かに生きるための講座、さらには自主的な企画・運営による講座も合わせた町民総合大学を実施します。

また、高齢者が生きがいを持ち元気で充実した生活が送られるよう学習機会の充実を図るとともに、これまで培ってきた知識や経験を生かす機会の提供を図ります。毎年8月に開催する成人式では責任ある社会人としての自覚を促し、多くの町民に祝福されるよう内容を工夫します。また、人生の先輩を敬い長寿をお祝いする敬老会を、各地区センターを中心に開催します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
町民が企画運営する講座数・参加人数	町民総合大学 町民企画3講座 参加269人 (H21)	↑町民企画8講座 参加650人	町民が主体となった生涯教育・生涯学習活動を増加させる。
施設の利用者数	中央センター 28,519人 街地区センター 30,802人 三ヶ尻地区センター 24,256人 南方地区センター 17,915人 西部地区センター 11,114人 永岡地区センター 15,130人 北部地区センター 12,695人 (H21年度)	↑基準年の割合 より5%増加	施設の利用者を増加させる。

(主要事業)

- 町民総合大学事業の開催
- 高齢者対象事業
- 成人式、敬老会の開催
- 生涯学習の日における啓発事業

3 英語学習の推進

(1) 町民の英会話の推進

(現状と課題)

世界の交流人口が拡大している中で、言語を異にする人々との意思の疎通や思想を伝達し合う道具としての英語の理解力と会話力は、都会の町に限らず地方の町である当町においても重要な問題です。

英会話の能力は、国際交流を推進する大きな力になっていきます。

(施策の方向)

子どもから大人まで活用できる英会話テキストを各家庭に配布するなど当町独自の施策により、まずは英語に慣れ親しむことから始めて、さらに英会話能力の向上が図られるよう英会話教室等、英語学習を推進いたします。

(主要事業)

- 英会話テキストの作成と活用
- 国際交流協会との連携による英会話教室や「TOEIC試験」^{*}の受験促進
※和文英訳、英文和訳などの技術ではなく、身近な内容での英語によるコミュニケーション能力を、幅広く評価する世界共通のテスト
- 各種行事における英語での挨拶の奨励

4 芸術文化活動の充実

(1) 芸術の鑑賞や体験機会の提供

(現状と課題)

町民の多くは物の豊かさだけでなく心の豊かさを求めるようになり、その糧ともいえる芸術・文化に触れることは町民一人一人の心の充実と喜びであり、町

が活気にあふれる重要な要素となっています。町民は中央生涯教育センターをはじめ各地区生涯教育センター等を拠点に、多様な芸術・文化活動をしております。今後はさらに質の高い芸術文化体験・芸術鑑賞機会の拡充が必要です。

(施策の方向)

子どもの頃から芸術文化に親しめる機会を提供し、誰もが気軽に多様な芸術・文化活動に参加できるように、既存施設の有効活用を図ります。また、関係団体と連携した質の高い芸術鑑賞の機会の提供や、近隣市での芸術鑑賞に関する情報提供等に努めます。

(主要事業)

- 青少年劇場の開催
- 芸術文化体験事業
- 芸術文化の情報提供

(2) 芸術文化活動の促進

(現状と課題)

平成21年度から町民劇場を実施し、町民が身近に芸術文化を体験する機会と鑑賞する機会を創設し、多くの町民が参加し好評をいただきました。

町民による文化活動は、各種芸術文化関係団体のほか任意のサークル、個人など様々な形でおこなわれています。今後、これらの文化活動の一層の活性化を図るため、創作・発表活動に対する支援や指導者の育成に努め、町民による自主的な活動を促進していくことが必要です。

(施策の方向)

町民による自主的な芸術文化活動を促進するため、創作活動や発表の場の提供などにより芸術文化関係団体・サークル等の活性化に努めるとともに、町民の芸術文化活動をリードする人材の育成を進めます。また、金ヶ崎町民劇場は町民の創作・発表活動の絶好の機会であり、町民の芸術文化への関心を高めることから活動が継続するよう支援します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考 え方
学習成果の参加者数	文化祭 街地区センター 541 人 西部地区センター 600 人 永岡地区センター 630 人 北部地区センター 800 人 (H21) 三ヶ尻地区センター 550 人 南方地区センター 601 人 (H20)	↑ 基準年の割合 より 10%増加	芸術文化活動を推進するため学習活動の実践や成果等の発表をした人数を増加させる。
施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考 え方
芸術文化活動の充実と促進 満足度 (H21 まちづくりアンケート)	満足度 2.86 点 (H21)	↑ 満足度 2.90 点	芸術文化団体等が主催する事業や講座を充実し、住民の満足度を高める。
鑑賞体験機会数	芸術文化協会 11 件 国際交流協会 2 件 (H21)	→芸術文化協会 11 件 →国際交流協会 2 件	町民が、芸術文化(音楽・舞台鑑賞等)に触れる機会を確保する。

(主要事業)

- 芸術文化協会育成・活動支援事業
- 芸術文化指導者育成
- 町民劇場開催・活動支援事業

5 読書活動の推進と資料の活用推進

(1) 読書活動の推進

(現状と課題)

町立図書館の蔵書冊数は、平成22年4月1日現在で、112,352冊で、同規模の人口の市町村立図書館と比較すると、充実した蔵書数であると言えます。

しかし、平成20年度から蔵書数が減少に転じており、現状の維持、充実が課題となっています。

また、町立図書館の利用状況は、町民1人当たり年間約8冊を維持しており、県内で第2位の実績があります。しかし、貸出人数は減少しており、さらに町民への啓発が課題となっています。

(施策の方向)

蔵書の充実を図るとともに、県立図書館からの団体貸出を利用し、町民に貸出します。また、読みたい本のリクエストに対応するため、県立図書館や県内市町村立図書館と連携し、相互貸借による貸出を行います。

金ケ崎町まるごと図書館を目指し、身近なところで本を手にする環境整備を進め、町民の読書活動推進に努めます。また、すべての子どもに自主的な読書活動の実践を期待して策定した「金ケ崎町こども読書活動推進計画」について、進捗状況の把握に努めるとともに、子どもの読書活動推進のためのブックスタート事業、こどもおはなし会、朝読書や読み聞かせなど、保育園、幼稚園、小中学校等と連携しながら積極的に実施します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
図書館の蔵書数	蔵書数 112,354冊 (H21)	↑蔵書数 117,971冊	図書館の蔵書数・新刊書数や郷土資料の整備数が多いほど知識を得る幅が広がるため、蔵書数を増やす。
町民一人当たりの図書館貸出冊数	8.1冊 (H21)	↑ 8.3冊	より多くの町民に本に親しんでもらえるよう貸出冊数を増やす。

(主要事業)

- 新刊図書紹介
(館内新刊紹介コーナー、町広報かねがさき、図書館メール、地元新聞等)
- 県立図書館図書の団体貸出利用
- こどもおはなし会、こども映画会開催事業
- 読書感想画展示会開催事業
- 視聴覚機材更新事業

(2) エミリオ・ディキンソン資料の活用推進

(現状と課題)

平成16年から平成20年まで、町広報「かねがさき」にディキンソンワールドとして、エミリオに関するコラムを47回にわたり連載し、町民への普及活動を行いました。さらに、町民だけでなく、近隣の市町村やエミリオの愛好家にも、エミリオ・ディキンソン資料の周知が課題です。

(施策の方向)

日本エミリオ・ディキンソン学会から寄贈された資料1,512点を含む7,627点の資料を活用し、町内外の関係施設と連携を図りながら、広く町民の国際理解学習に貢献できるように、資料センタースタッフの充実を図ります。

また、エミリオの研究者に資料を提供するなど、エミリオ・ディキンソン資料の活用をするともに普及活動に努めます。

(主要事業)

- 普及活動事業
- 企画展の開催事業
- エミリオ・ディキンソン資料センター開設10周年記念事業



第3節 健康で元気な暮らしの推進

1 生涯スポーツの振興

(1) 気軽に楽しめるスポーツの振興

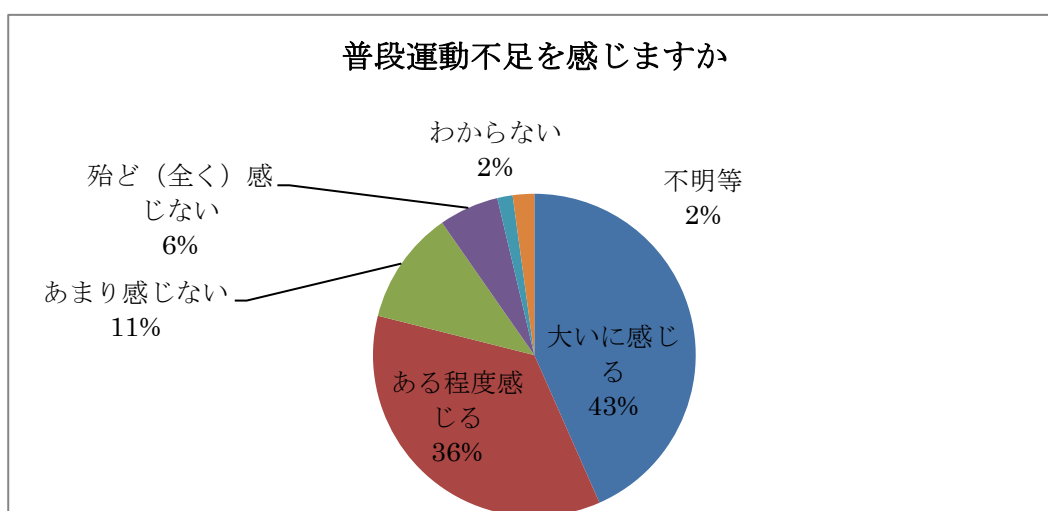
(現状と課題)

平成22年に20歳以上の町民を対象に実施した調査によると、週に1回以上運動やスポーツを行った人は32.6%で、県や全国の実施率を下回っています。普段運動不足を感じている人は80.7%あり、全国平均を大きく上回っています。誰もが気軽に取り組める多様なスポーツの場と機会を提供するとともにスポーツ普及について意識啓発を行い、生活の中にスポーツを定着させることが必要です。

健康面では、自分の体力に不安がある、どちらかといえば不安があるという人が57.0%いることから、運動不足を解消し、体力向上を図るためにも、成人におけるスポーツ振興は重要です。

地域においては、生活様式の多様化や人間関係の希薄化などにより、地域のスポーツ行事に若者の参加が少ないという現状があります。個々のライフスタイルに応じたスポーツの選択や施設利用など、多様な参加機会の充実が求められています。

体育指導委員や総合型地域スポーツクラブには、魅力あるスポーツ行事の企画運営が求められており、気軽に楽しめるスポーツの普及が期待されています。



食育アンケート調査より (H22年5月中央生涯教育センター調べ)

(施策の方向)

町民が、子どもから高齢者まで楽しく日常的にスポーツに親しむことができるよう、多様な参加機会の充実を図ります。

町民のスポーツニーズを把握し、体育指導委員と総合型地域スポーツクラブが連携して気軽に楽しめるスポーツの普及に努めます。

高齢化が進行するなか、スポーツを通じた健康づくりや体力づくりへの期待が高まっていることから、保健部門と連携した生活習慣病予防の取組やスポーツを通じた交流の促進など、町民の健康と生きがいをづくり事業を実施します。

また、体育協会や生涯スポーツ事業団と連携を強化し、若い世代へのスポーツ普及並びに指導者育成を行います。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
週1回以上運動・スポーツを行った人の割合	32.6% (H22)	↑ 50%	スポーツ活動の推進度を把握する

(主要事業)

- スポーツ大会の開催（町民スポーツ大会、金ヶ崎マラソン）
- ニュースポーツ普及事業
- 健康増進並びに体力向上事業
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業

(2) スポーツ競技力の向上

(現状と課題)

平成28年には岩手県で国民体育大会が開催されます。競技スポーツに打ち込む競技者の姿は、町民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、町の活性化に大きく貢献するものと期待されます。

町では、全国レベルで活躍するアスリートの育成が当面の課題であり、競技力の向上を目指す町民のために、関係団体と連携して指導者を確保し、選手の競技力向上を図る必要があります。

(施策の方向)

選手の競技力向上を図るため、体育協会及び生涯スポーツ事業団と連携して指導者を確保し、講習会を開催して、選手の競技力向上を図ります。

また、平成28年に開催される岩手県国民体育大会開催に向けて、準備委員会及び実行委員会を設置し、大会開催に向けた体制整備を行うとともに、選手と審判員の育成を図ります。

(主要事業)

- スポーツ競技力向上事業
- ソフトボール会場の施設整備事業
- 強化選手育成事業
- 審判育成事業

2 元気100歳プロジェクト事業の推進

(現状と課題)

当町の高齢化率は平成22年9月31日現在で25.8%ですが、生活習慣病の増加や加齢に伴う生活機能の低下が課題となっています。町民が生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、個々の町民の幸福にとどまらず、町全体の活力の維持のために強く求められています。

(施策の方向)

健やかで心豊かに生活できる活力ある町とするため、健康寿命の延伸を図ります。「保健」、「医療」、「介護」、「食育」、「スポーツ」、「教育」等の幅広い分野において、生活習慣病予防や健康寿命延伸の取組を行うとともに、地域と話し合いをすすめながら、元気100歳プロジェクト事業により地域住民の元気と健康づくりを推進します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
適正体重の児童・生徒の割合	小学生 89.7% 中学生 86.1% (H21)	↑ 小学生 92% ↑ 中学生 90%	食育の推進度を把握する
65歳未満の死亡率 (人口10万対)	148 (H21)	↓ 140	生活習慣病予防と こころの健康の推進度を把握する。
平均初回要介護認定年齢	81.5歳 (H21)	↑ 85歳	健康寿命の推進度を把握する。

(主要事業)

- 元気100歳推進事業
- 生活習慣病の予防事業
- ラジオ体操・ウォーキングの実施
- 自治会と連携で健康づくり事業
- 社会参加・交流事業



3 食育の推進

(現状と課題)

社会がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、「食」の大切さが忘れられ、栄養の偏り、不規則な食事、食品の安全や海外依存の問題など、豊かな自然の下ではぐくまれてきた日本の「食」が失われる危機にあります。

また、平成22年に20歳以上の町民を対象に行った食育の調査によると「食育に関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と答えた人は67.7%でした。今後、より食育に関心を持つ町民を増やすとともに、食に関する知識と選択する力について普及啓発することが必要です。

(施策の方向)

金ケ崎町の風土や食文化などを生かしながら、食に関わる人たちへの感謝の念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を育てます。

バランスのとれた食生活と規則正しい生活リズムを見につけるよう子どもの成長段階に応じて支援するほか、食生活改善推進員及び生涯スポーツ事業団と連携し、食育と健康づくりのための運動普及を両輪ですすめます。

また、農業体験、伝統食・郷土食講座などを開催し、食に対する感謝の気持ちの醸成、地域の食文化継承及び地産地消を推進します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
適切な食事摂取のために必要な知識・技術を持っていると思う町民の割合	53.5% (H22)	↑ 75%	食育の推進度を把握する
地場産や国産を意識して食材を購入する人の割合	49.5% (H22)	↑ 70%	食育の推進度を把握する

(主要事業)

- 早寝早起き朝ごはん推奨事業
- 食と運動による健康づくり事業
- 食への感謝と地産地消の推進事業

第4節 歴史を伝え活かすまちの推進

1 文化財の保存と活用

(1) 文化財保護法の周知と遵守

(現状と課題)

当町には、町指定の文化財だけでなく、国の指定や県の指定を受けている文化財がありますが、有形文化財については開発によって破壊され、保存できないものもあります。そのため、文化財のこれ以上の破壊防止のため、町民に広く文化財の大切さと法律を周知する必要があります。

また、町内にある文化財の周知と活用を進める必要があります。

(施策の方向)

町民の財産である文化財を保護するために、文化財講演会や文化財シンポジウム等の各種事業やイベントを通して、各地域の文化財の大切さと法律の周知を行い、町民のさらなる理解を深めます。

また、文化財保存・整備体制を充実するとともに文化財調査委員会の機能強化を図り、関係部署に働きかけるように推進します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
文化財指定件数	47件 (H21)	↑48件	文化財の保存の状況を把握する
文化財関連講座の回数、参加人数	4回 365人 (H21)	↑5回 400人	文化財の活用の進捗度を把握する
郷土に愛着を持って活動している団体の数	1	↑4	文化財の活用の進捗度を把握する

(主要事業)

- 文化財講演会の開催
- 文化財シンポジウムの開催

(2) 城内諏訪小路伝統的建造物群保存事業の推進

(現状と課題)

平成13年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された城内諏訪小路地区は、選定後10年を経過し保存整備が進んでいます。今までは個別の建物の修理や修景事業を実施してきており、保存地区全体に係わるような整備を実施してきていません。今後の保存事業は、地区住民とともに文化財としての質を保ち、その価値を表現できるような保存・修理・整備を行うと共に、過去から将来に向けて、優れた良好な住宅地として、歴史を活かした住環境の整備を推進する必要があります。

(施策の方向)

城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区第2期保存事業計画に基づいて、国の補助を活用しながら、地区住民の理解のもとで、個別の建物等だけでなく、全面的な保存整備事業を推進するとともに、増加する来訪者の対策を関係機関と連携して取り組みます。さらに、伝統的建造物群保存地区保存会の育成を行います。

(主要事業)

- 伝統的建造物群保存地区第2期保存事業計画の実施
- 伝統的建造物群保存地区調整会議の開催
- 伝統的建造物群保存地区保存会の育成
- 白糸まちなみ交流館と公開待住宅の指定管理

(3) 国指定史跡南部領伊達領境塚の保存活用

(現状と課題)

平成12年1月に国史跡の指定を受けた南部領伊達領境塚は、その範囲の多くを北上市に属してしています。指定後約10年を経過していますが管理が行き届いておらず、文化財としての活用ができていない状況であります。

(施策の方向)

北上市と連携し、管理体制を確立して保存活用を図ります。また、講演会等を開催して史跡の価値を広く町民に周知します。

(主要事業)

- 南部領伊達領境塚講演会等の開催
- 城内諏訪小路伝建地区及び鳥海柵との連携による各種事業の実施

(4) 鳥海柵遺跡の国史跡指定と保存活用

(現状と課題)

平成21年、安倍氏12柵の一つとして特定された鳥海柵は、国史跡指定を目指すため、発掘作業と遺物の調査整理を行っています。今後は史跡の範囲と歴史的価値の考察を進め、報告書の作成と国への申請を行うため、町民の財産としてどのように保存し、活用整備していくかを早急に検討する必要があります。

(施策の方向)

鳥海柵遺跡調査指導委員会の指導により、国史跡指定に向けて、町民の財産として町民等を対象に説明会を開催し、歴史的価値を明らかにし有効かつ効果的な活用が図られるように整備を進めます。また、鳥海柵遺跡ガイドボランティアの育成を行います。

さらに、藤原氏平泉関連遺産等や町内の文化財との連携により、各種の保存施策を進めます。

(主要事業)

- 鳥海柵遺跡調査指導委員会の開催
- 国史跡指定に向けての説明会
- 鳥海柵遺跡ボランティアガイドの育成
- 鳥海柵遺跡保存及び活用整備事業

(5) 金ヶ崎資料館の開館

(現状と課題)

当町には、遺跡からの多数の出土品や、町民から寄贈された民俗資料及び美術工芸品、歴史資料（古文書等）がありますが、町民の目に触れる機会がありません。

そこで、これら町内の文化遺産の収蔵、展示施設として旧金ヶ崎幼稚園を活用した金ヶ崎資料館を整備する必要があります。

(施策の方向)

旧金ケ崎幼稚園を活用した金ケ崎資料館を開館し、金ケ崎町の歴史資料や民俗資料を展示し、広く町民に紹介します。また、町の歴史や文化を紹介する場として、「見る・触れる・遊ぶ」博物館を目指した資料館の整備を行います。

(主要事業)

- 金ケ崎歴史資料等の整備
- 金ケ崎資料館の開館

2 郷土文化・歴史の継承

(1) 先人の顕彰

(現状と課題)

当町には、桑島重三郎、千田正、佐藤得二などのように、各分野において歴史に名を残す先人達が多数います。自分の育った町の歴史を理解するためにも、これらの先人の方々を顕彰し、愛郷心を育てる必要があります。

しかし、時代と共に若年層を中心にその偉業を知る人が減少していることから、若年層を対象に顕彰事業を実施する必要があります。

(施策の方向)

先人の活躍と功績を理解するためにも、小・中学校の授業において積極的に学習の題材にし、小・中学生へ理解を求めるとともに、千田正等先人の展示物の入れ替えも含め、記念館の維持管理と活用に努め功績を称えます。

(主要事業)

- 先人パンフレットの作成
- 先人展の開催
- 学校での講演会の開催
- 金ケ崎歴史物語作成事業

(2) 無形文化財の伝承

(現状と課題)

無形文化財は有形文化財と共に、町の歴史を物語る貴重な財産です。しかし、

町内の民俗無形文化団体はその後継者の育成に課題を抱えていることから、町民に無形文化財の大切さに対する理解を求めるとともに、文化財保存団体及び郷土芸能保存団体等との連携により無形文化財の継承を行う必要があります。

(施策の方向)

文化財保存団体及び郷土芸能保存団体等との連携により文化財の継承のための事業を実施します。

さらに、広くその活動を発表する場を提供したり、その活動のPRをします。そして、より貴重な無形文化財については、その保存団体の体制を支援して、県の指定を受けるための助言を行います。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
郷土芸能発表大会への参加人数	約 300 人 (H21)	→300 人	文化財の保存の状況を把握する

(主要事業)

- 保存団体、保存会の支援
- 郷土芸能発表大会の開催支援
- 保存団体等の発表機会の拡大



第5節 住民主役の協働のまちづくり

1 町民と行政の協働のまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりのための体制整備

(現状と課題)

平成19年度から本格的に地域協働を推進し、地域住民との協働のまちづくりを進めてきました。今後は、全町的な、そして住民の目線に立ったまちづくりを推進するため、町民、団体、企業、NPO等と更なる連携を図り、町をあげての体制の整備と誰もが理解し継続的にまちづくりに参加するための町民共通のルールを制定する必要があります。

(施策の方向)

誰もが理解し継続的に協働のまちづくりを推進するためには、行政と町民は「まちづくり」のパートナーであるという視点にたち、補完性の原則に基づいて、町民は地域の抱えている問題を自らの問題と捉え、地域課題の解決や、地域の活性化に取り組み、行政は補完や支援を行うという町民共通のルールである協働のまちづくり条例等を制定します。

(主要事業)

- 協働のまちづくり条例等の制定

(2) 協働事業の推進と支援

(現状と課題)

平成23年度から平成27年度までを実施期間とし、各自治会が策定した地域づくり計画の実現に向けた施策の展開が必要です。

さらに、これまで行政が担ってきた住民に対する公的な事業「公共」を、これからは町民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現しなければなりません。これが「新しい公共」の考え方であり、「新しい公共」の考えに基づいて、役割分担を考え、協働事業を実践する必要があります。

(施策の方向)

地域づくり計画は、地域づくりの目標となる最も重要な位置づけの計画となる

ことから、その実現のための支援に取り組みます。

(主要事業)

- 地域協働支援事業補助金による支援
- 地域づくりを担う人材の育成

(3) 地域づくりのための人材育成

(現状と課題)

協働によるまちづくりの成否は、住民力にあり、地域のリーダーの存在によって大きく影響されます。現在、地域のリーダーや自治会役員の成り手不足が深刻な状態にあり、自治会活動に支障をきたす恐れがあります。

(施策の方向)

地域づくりに空白は好ましくないことから、常に次代を担うリーダーの発掘を、自治会や団体ともに行う必要があります。地域づくりの拠点である地区生涯教育センターを活用してリーダーの養成を図ります。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
リーダー育成・養成 事業の件数	3事業 (H22年)	→ 3事業	地域づくりの人材 を育成するための 事業を実施する。

(主要事業)

- リーダー養成講座の実施

2 町民の自発的な活動がしやすい環境の整備

(1) 地域づくりの推進

(現状と課題)

まちづくりの主体が町民の協働による地域づくりやまちづくりに変化しているにも関わらず、町民への支援等は従来の補助金や仕組みのままに支援が行われ

ており、町民の協働によるまちづくり活動や新しい取組に対応できず、町民の活動を充分支援できない状況となっています。

(施策の方向)

地域づくりの推進には、地域づくりの担い手である自治会への支援が必要不可欠です。今後は主体的なそして特徴的な活動に対して支援することにより、自治会並びに町民が自発的かつ積極的に活動できるような環境を整備します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
出前講座講数	89 講座	↑ 120 講座	講座数や講座内容を充実し生涯学習活動を推進する。
出前講座の実施件数	48 件 (H22)	↑ 160 件	自主活動団体の支援充実を図るため、出前講座開催件数の増加を図る。
地域協働支援事業の申請件数	18 件	↑ 20 件	自発的な活動を促進するため、地域協働支援事業申請件数の増加を図る。
地域づくりフォーラムの開催(実践発表大会)	—	↑ 開催 1 回	自主活動団体に対する住民の理解を高めるとともに協働意識を醸成する。

(主要事業)

- 地域づくりフォーラムの開催
- 出前講座の実施

(2) 自主活動団体の支援

(現状と課題)

協働のまちづくりについては、自治会との地域づくりが中心となっている現状があり、さらに住民のまちづくりについての学習並びに支援が不十分なことから、町全体への広まりやNPO等の目的団体の結成に結びついていません。

(施策の方向)

協働のまちづくりについては、自治会とのまちづくりだけではなく、学校、企業、団体、NPO等相互に連携を図り活動を行い、町民を挙げての協働のまちづくりを目指します。

(主要事業)

- 地域協働支援事業補助金による支援

3 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

(現状と課題)

法の下で、すべての国民は個人として尊重され、平等で性別により差別されるものではないとたわわれています。しかし、現実には、性別による固定的な役割や分担意識が根強くあり、それに基づく社会慣行が男女共同参画社会の形成を妨げているともいえます。

町でも「真の男女平等」を基本理念として平成11年度に「輝く未来への男女共同参画計画～かねがさき・きらめきプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組をしてきましたが、必ずしも浸透し十分進んできたとは言えない状況です。男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと生活するためには、男女共同参画に関する認識を深め、それを阻害する固定的役割意識の存在に気付き、改める意識を醸成することが必要です。

(施策の方向)

男女が互いにそれぞれの立場を尊重し生き生きと暮らしていくため、共に社会を構成し地域を支えていくという意識が浸透するよう推進する人材の育成と、様々な啓発活動に取り組みます。また、男女の置かれている状況や問題点を客観的、継続的に把握するとともに、その情報提供に努めます。

(主要事業)

- 男女共同参画サポーターの養成講座受講支援
- 男女共同参画研修会の開催
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進
- 広報やホームページでの情報発信

(2) 女性が活躍する場の拡充

(現状と課題)

誰もが暮らしやすい地域づくりには、地域に暮らす全ての人々が、男女は社会の対等な構成員ということ認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性が参画しやすい環境づくりに、みんなで取り組むことが求められています。

町の審議会等の女性委員の割合は平成21年度で17.3%です。また、自治会等の役員はほとんどが男性で構成されている現状です。まちの活性化を図るためには男女共同参画の視点から、行政分野をはじめ、企業や団体、地域における様々な場において、女性の参加と参画の機会を確保する取組を継続していくことが必要です。

(施策の方向)

女性が、持てる知識や能力を活かし、社会活動へ参画できる環境の整備を図ります。

また、多様な分野で活動・活躍する女性が集う機会を設け、それぞれの課題やニーズなどの情報交換や交流などを通じ、ネットワークの構築を図り、女性の様々な分野への参画活動を支援します。

さらに、政策または方針の決定過程に女性の意見も反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を推進します。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
審議会等における 女性委員の割合	17.3% (H21年)	↑ 30%	女性の視点を含めた多様な意見が生かされるまちづくりを推進するため、女性委員の割合を高める。

(主要事業)

- 女性リーダー会議
- 男女共同参画推進会議

(3) 相談体制等の充実

(現状と課題)

近年、社会問題として大きく取り上げられてきている、配偶者や恋愛関係にあるパートナー等からの言葉や態度、接し方など様々な行動の中で生じている暴力行為（ドメスティックバイオレンス（DV）、あるいは職場等でのセクシャルハラスメント等は男女共同参画社会実現を阻害する重大な人権侵害行為として対応していくことが求められます。

町では男女共同参画相談（DV）窓口を設置し、月1回男女共同参画相談員により相談日対応をしています。場合によっては、緊急に警察や関係機関との連携対応が必要な場合があり、今後も相談日の周知や暴力被害の認識等についての啓発などを図る必要があります。

(施策の方向)

暴力防止や被害者の適切な保護、自立を支援していくため、相談体制や関係機関とのネットワークづくりを推進します。また、広報やホームページを活用し、相談窓口の周知や意識啓発に努めます。

(主要事業)

- 男女共同参画推進相談（DV）窓口開設
- 広報等を活用しての啓発活動

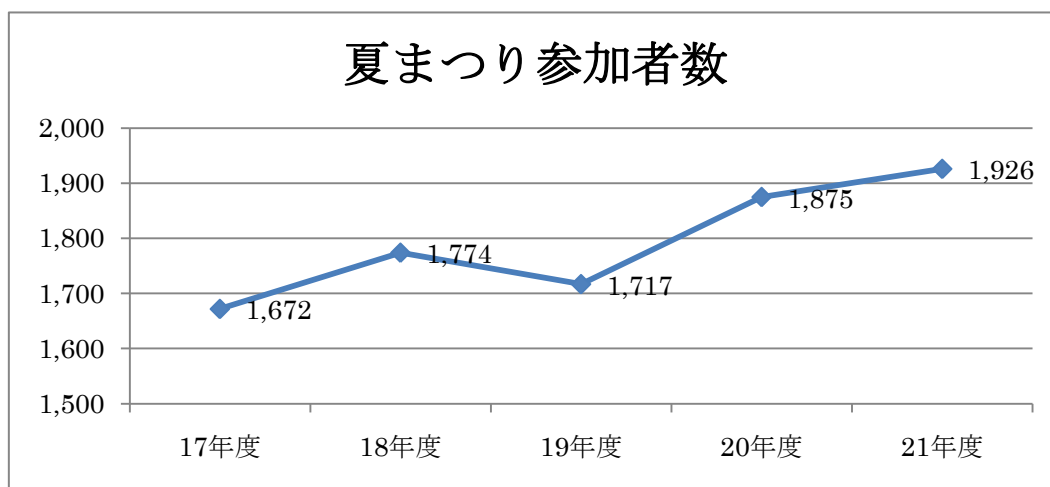


4 交流と連携が盛んなまちの推進

(1) 世代間、地域間、団体間交流の推進

(現状と課題)

協働のまちづくりは、町と地域との関係だけではありません。今後は地域と地域の連携、各団体との連携、各世代間が連携することにより、地域の教育力を高め、幅広いまちづくりが求められております。



(施策の方向)

協働のまちづくりについては、地域とのまちづくりだけではなく、学校、地域、企業、団体、NPO等それぞれが連携して地域の教育力を高めひとづくりをはじめとするまちづくりに取り組みます。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向 及び目標値	指標設定の考え方
夏まつり参加者数	1,926人 (H21)	↑ 2,100人	世代間、地域間、団体間交流が促進されるよう交流イベント参加者の増加を図る。

(主要事業)

- 町民が行う自主活動に対する関連情報の提供
- 各種連携会議の開催

(2) 国際交流の推進

(現状と課題)

中国長春市、アメリカアマーフト町、ドイツライネフェルデ・ヴォアビス市とは町が主体となって交流を実施してきました。しかし、今後は友好交流都市の良さを周知し、町民が積極的に参加できるように働きかける必要があります。

(施策の方向)

中国長春市、アメリカアマーフト町、ドイツライネフェルデ・ヴォアビス市との交流を今後も継続的に推進するためには、文化交流や経済交流等のもっと深い交流を図ることにより、町民が主体となった交流の拡大を目指します。

さらに、町民の個人的な交流の促進を図ります。

(目指すべき姿)

施策の成果指標	現状値 (基準年)	今後の方向及び 目標値	指標設定の考え方
パスポートの発給数	242件 (H21)	↑ 300件	国際交流促進のため、海外に渡航する人の増加を図る。

(主要事業)

- 外国人観光客の受け入れと交流
- 居住している外国人のためのくらしのガイド作成
- 町民が自発的に外国を訪問するための情報の提供
- 民間交流の促進

資 料

幼稚園児数の推移(平成18年度～平成22年度)

単位:人

年度	学年	六原幼稚園	三ヶ尻幼稚園	永岡幼稚園	南方幼稚園	金ヶ崎幼稚園	西幼稚園	合計
平成18年度	3歳児	11 (1)	11 (1)	15 (1)	21 (2)	16 (1)	8 (1)	82 (7)
	4歳児	21 (1)	14 (1)	15 (1)	33 (2)	11 (0)	5 (0)	99 (5)
	5歳児	14 (1)	12 (1)	11 (1)	31 (1)	8 (1)	7 (1)	83 (6)
	計	46 (3)	37 (3)	41 (3)	85 (5)	35 (2)	20 (2)	264 (18)
平成19年度	3歳児	20 (1)	10 (1)	14 (1)	35 (2)			79 (5)
	4歳児	13 (1)	10 (1)	16 (1)	43 (2)			82 (5)
	5歳児	21 (1)	15 (1)	14 (1)	52 (2)			102 (5)
	計	54 (3)	35 (3)	44 (3)	130 (6)			263 (15)
平成20年度	3歳児	20 (1)	10 (1)	15 (1)	42 (2)			87 (5)
	4歳児	19 (1)	12 (1)	14 (1)	47 (2)			92 (5)
	5歳児	13 (1)	10 (1)	16 (1)	49 (2)			88 (5)
	計	52 (3)	32 (3)	45 (3)	138 (6)			267 (15)
平成21年度	3歳児	19 (1)	11 (1)	7 (1)	36 (2)			73 (5)
	4歳児	21 (1)	12 (1)	16 (1)	44 (2)			93 (5)
	5歳児	18 (1)	14 (1)	14 (1)	47 (2)			93 (5)
	計	58 (3)	37 (3)	37 (3)	127 (6)			259 (15)
平成22年度	3歳児	11 (1)	13 (1)	8 (1)	40 (2)			72 (5)
	4歳児	19 (1)	14 (1)	8 (1)	38 (2)			79 (5)
	5歳児	21 (1)	12 (1)	17 (1)	45 (2)			95 (5)
	計	51 (3)	39 (3)	33 (3)	123 (6)			246 (15)

※学校基本調査に基づく数値であり、] は複式をあらわし、() 内は学級数をあらわすもの

児童生徒数の推移(平成18年度～平成22年度)

単位:人

年度	学年	金ヶ崎小	第一小	永岡小	三ヶ尻小	西 小	小学校計	金ヶ崎中
平成18年度	1	72 (3)	34 (1)	19 (1)	5 (1)	10 (1)	140 (6)	154 (4)
	2	87 (3)	27 (1)	16 (1)	16 (1)	8 (1)	154 (7)	186 (5)
	3	59 (2)	31 (1)	17 (1)	13 (1)	9 (1)	129 (6)	185 (5)
	4	69 (2)	26 (1)	18 (1)	16 (1)	10 (1)	139 (6)	()
	5	63 (2)	29 (1)	27 (1)	19 (1)	7 (1)	145 (6)	()
	6	92 (3)	38 (1)	17 (1)	20 (1)	10 (1)	177 (7)	()
	特	6 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (2)	2 (1)
	計	448 (16)	188 (7)	114 (6)	89 (6)	54 (6)	893 (41)	527 (15)
平成19年度	1	66 (2)	26 (1)	17 (1)	25 (1)	7 (1)	141 (6)	177 (5)
	2	71 (3)	34 (1)	19 (1)	6 (1)	10 (1)	140 (7)	154 (4)
	3	88 (3)	27 (1)	16 (1)	17 (1)	8 (1)	156 (7)	186 (5)
	4	60 (2)	31 (1)	18 (1)	12 (1)	9 (1)	130 (6)	()
	5	66 (2)	27 (1)	19 (1)	16 (1)	10 (1)	138 (6)	()
	6	58 (2)	29 (1)	27 (1)	19 (1)	7 (1)	140 (6)	()
	特	6 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (2)	1 (1)
	計	415 (15)	177 (7)	116 (6)	95 (6)	51 (6)	854 (40)	518 (15)
平成20年度	1	90 (3)	27 (1)	14 (1)	19 (1)	10 (1)	160 (7)	138 (4)
	2	70 (2)	26 (1)	17 (1)	25 (1)	8 (1)	146 (6)	181 (5)
	3	72 (2)	35 (1)	19 (1)	7 (1)	10 (1)	143 (6)	155 (4)
	4	90 (3)	27 (1)	15 (1)	17 (1)	8 (1)	157 (7)	()
	5	61 (2)	31 (1)	18 (1)	13 (1)	9 (1)	132 (6)	()
	6	68 (2)	27 (1)	19 (1)	16 (1)	9 (1)	139 (6)	()
	特	7 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (2)	2 (1)
	計	458 (15)	177 (7)	102 (6)	97 (6)	54 (6)	888 (40)	476 (14)
平成21年度	1	82 (3)	19 (1)	20 (1)	17 (1)	12 (1)	150 (7)	139 (4)
	2	89 (3)	27 (1)	14 (1)	19 (1)	10 (1)	159 (7)	138 (4)
	3	71 (2)	26 (1)	17 (1)	27 (1)	8 (1)	149 (6)	179 (5)
	4	67 (2)	35 (1)	20 (1)	8 (1)	9 (0)	139 (5)	
	5	90 (3)	27 (1)	16 (1)	18 (1)	7 (1)	158 (7)	
	6	61 (2)	31 (1)	17 (1)	13 (1)	9 (1)	131 (6)	
	特	5 (2)	4 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	12 (4)	1 (1)
	計	465 (17)	169 (7)	104 (6)	105 (7)	55 (5)	898 (42)	457 (14)
平成22年度	1	71 (3)	23 (1)	16 (1)	28 (1)	14 (1)	152 (7)	129 (4)
	2	81 (3)	19 (1)	20 (1)	16 (1)	12 (1)	148 (7)	139 (4)
	3	89 (3)	28 (1)	13 (1)	19 (1)	11 (1)	160 (7)	138 (4)
	4	72 (2)	28 (1)	18 (1)	28 (1)	9 (1)	155 (6)	()
	5	67 (2)	34 (1)	19 (1)	8 (1)	9 (0)	137 (5)	()
	6	89 (3)	30 (1)	15 (1)	17 (1)	7 (1)	158 (7)	()
	特	10 (2)	3 (1)	2 (1)	4 (2)	0 (0)	19 (6)	2 (2)
	計	479 (18)	165 (7)	103 (7)	120 (8)	62 (5)	929 (45)	408 (14)

※学校基本調査に基づく数値であり、] は複式をあらわし、() 内は学級数をあらわすもの

平成 2 2 年度学校施設設備の状況

学 校		金ヶ崎小	第一小	永岡小	三ヶ尻小	西 小	金ヶ崎中	
建築年度		昭和 53～ 54 年度 平成 10 年度	昭和 39～ 40 年度	昭和 42～ 43 年度	昭和 45・ 56 年度 平成 17 年度	昭和 49～ 51 年度	昭和 42～ 43 年度 平成 21 年度	
教 室 数	普 通 教 室	1 6	6	6	6	6	1 2	
	特 別 教 室	理 科 室	1	1	1	1	1	2
		生 活 室			1			
		音 楽 室	1	1	1	1	1	1
		図画工作室				1		
		美 術 室						1
		技 術 室						2
		家 庭 室	1		1	1	1	2
		外 国 語 室						
		視 聴 覚 室	1					
		コンピュータ室	1	1	1	1	1	1
		図 書 室		1	1	1	1	1
		特別活動室	3					3
		教育相談室						1
		進路資料 ・ 指導室						

※ 平成 2 2 年度公立学校施設台帳より

金ヶ崎町育英基金貸付状況

単位：人

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人 数	1	1	1		

進学者数の推移（平成 18 年度～平成 22 年度）

単位：人

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
卒業者数	1 8 7	1 8 5	1 5 7	1 7 9	1 3 9
高校進学者数	1 8 2	1 8 1	1 5 6	1 7 9	1 3 5
金ヶ崎高校進学者数	3 9	3 3	2 8	2 7	2 1
高校進学者数に占める 金ヶ崎高校進学者の割合	2 1 . 4 %	1 8 . 2 %	1 7 . 9 %	1 5 . 1 %	1 5 . 6